

意見書

定例会の最終日に次の意見書（議員提出議案）を上程し、原案のとおり可決しました。可決した意見書は、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付しました。

出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書

複数の貸金業者から多額の債務を負い、返済に苦しんでいる多重債務者は、依然として後を絶たず、大きな社会問題となっている。さらに、多重債務者問題は、ホームレス、離婚、児童虐待、犯罪等を引き起こす要因となっているケースもあり、極めて深刻な問題である。

銀行の約定貸付金利がここ数年来 2% 以下である状況の中、出資法で規定する上限金利（年 29・2%）が異常な高金利であることは、利息制限法の制限金利を超える金利を有効とする貸金業規制法第 43 条の「みなし弁済規定」の存在と相まって、貸金業者による高利な貸付けを助長し、多重債務者問題発生の大きな要因となっている。

さらに、出資法では、日賦貸金業者及び電話担保金融について、年 54・75% というさらに高利な特例金利を定めているが、社会・経済情勢の変化に伴い、その特例を認める必要性は希薄となっている。

こうした中、現在、国では、貸金業制度等の在り方について審議しており、出資法の上限金利を見直すとしている。

よって、国においては、出資法等の改正に当たり、経済的弱者の立場におかれた人々を暴利から保護し、多重債務者問題を根絶するといった観点に立つて、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 出資法第 5 条の上限金利を利息制限法第 1 条の制限金利まで引き下げる。
2. 貸金業規制法第 43 条のいわゆる「みなし弁済」規定を廃止すること。
3. 出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。
4. 少額・短期の貸し付け、上限金利を上乗せする特例措置を導入しないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 18 年 9 月 22 日

提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・法務大臣・金融担当大臣

ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書

1 分 1 秒を争う救急医療の“切り札”としてドクターヘリの全国配備が強く望まれています。特に近年、医師の偏在や不足が重大化しつつある中で、患者がどこにいても短時間内に治療や搬送を行うドクターヘリの配備の必要性は高まっています。

日本の現状はドクターヘリが

広く普及している欧米諸国と比べると大きな格差があります。例えば、1970 年に世界に先駆けてドクターヘリを導入したドイツでは、その後 20 年間で交通事故による死者数を約 3 分の 1 にまで劇的に減少させています。また、山岳地帯が多いイスラエルでは、国内どこへでも概ね 15 分以内に医師を乗せたヘリを現場に派遣して、治療行為を開始できる体制をとっています。

しかし、日本では平成 13 年度からドクターヘリ導入促進事業がスタートしましたが、現在、岡山、静岡（2 機）、千葉、愛知、福岡、神奈川、和歌山、北海道、長野の 9 道県 10 機の運行にとどまっています。導入が進まない要因の一つは、運営主体となる都道府県や病院の過重な財政負担であることが指摘されています。

よって国においては、救急救命に大きな効果を上げるドクターヘリの全国配備を推進するために、財政基盤の確立を含めて体制整備に必要な措置を図る、下記事項を含めた新法の制定を強く求めます。

記

1. 国と都道府県の責務を明記すること。
2. 国が整備に必要な経費を補助すること。
3. 運行費を支給するなど財政安定化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 18 年 9 月 22 日

埼玉県八潮市議会

提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・国家公安委員会委員長

介護保険制度の改正に関する意見書

少子高齢化の進展、家族像の変容が進む中で、介護保険は介護を必要とする者だけでなく、高齢者を支える家族や地域にとっても、ますます重要な制度となっています。

その一方で、介護保険制度の普及・定着と介護を受ける高齢者の増加により、介護保険給付費が増大していることから、要介護状態とならないように介護予防に重点を置き、軽度の要介護者のサービス給付内容を再編し、また食費や光熱水費・居住費を自己負担化すること等、財政に対する社会保障関係費負担を軽減することを目的とした介護保険法改正が昨年行われました。

介護保険を持続可能な制度とすることは、これからわが国が迎える超高齢化社会において、国民が安心・安定して暮らすことが出来るようにするために欠かせないものですが、サービス水準を低下させ、新たな自己負担の導入によって介護保険が使いづらいものとなつては、介護保険制度創設の主旨を大きく損ねることになってしまいます。制度を運用するにあたっては、法改正の際に示された諸々の懸念を払拭しつつ、介護保険制度の信頼を高めていくことが肝要です。

です。

よって本議会は、介護保険制度の安定と充実のために、次の事項を含む施策の早急な実施を行うよう強く要望します。

記

1. 新予防給付等改正法の実施によって、これまでのサービス利用者の生活利便が後退することがないよう運用の実態を検証し、必要な見直しを図ること。
2. 税制改正に伴う介護保険利用者負担の増加、年金給付水準の引き下げ等、現在の高齢者の生活状況を勘案し、過度な利用者負担が生じないよう必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 18 年 9 月 22 日

提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・厚生労働大臣

草加警察署管内に警察署を新設する意見書

現在、草加警察署が管轄している地区は、草加市と八潮市であります。

本年 9 月 1 日現在での草加市の人口は 23 万 8 千 9 百 9 人、八潮市の人口は 7 万 7 千 8 百 6 人。合計で 31 万 6 千 7 百 8 人となっております。特に、昨年つくばエクスプレスが開通した八潮市に於いては、平成 16 年の同月に比べて 1 万 6 千 9 人増加しており、今後も更に人口が流入し、増えていく事が予想されております。全国の自治体が、安心・安全

というキーワードを掲げている中で、管内に新たな駅が誕生し、急速的に発展する事が予想される八潮駅を中心として、地域の治安を維持していくことは必須の課題であり、その為の警察署の新設も強く求められるところであります。

警察署の設置に対する基準として、人口 15 万人に 1 警察署という事が言われております。草加警察署が管轄する 2 市の人口は前述の通り 31 万 6 千 7 百 8 人。管内の「安心・安全」の基本である治安を維持するためには、警察署を新設する事は必然といえます。また、自転車の交通事故の死者数は、県内 39 警察署中、ワースト 1 位であり、その他、自動車の窃盗や青少年の犯罪も看過できない状況であります。

八潮市議会といたしまして、地域住民の「安心・安全」を守るために、草加警察署管内に新たな警察署を新設する事を強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 18 年 9 月 22 日

提出先 内閣総理大臣・総務大臣・埼玉県知事・埼玉県警察本部長・埼玉県草加警察署長

用語 意見書とは

地方公共団体の公益に関する事件について当該議会の一機関としての意思意見をまとめたものです。